

令和 3 年 7 月

東日本大震災 復興加速化のための第 10 次提言
～「復興・創生」の新たなステージへ～

はじめに

I. 原子力事故災害被災地域

- 1 東京電力福島第一原子力発電所および東京電力福島第二原子力発電所の廃炉に向けた取組み
 - (1) 東京電力福島第一原子力発電所の廃炉
 - (2) ALPS 処理水の処分
 - (3) 東京電力福島第二原子力発電所の廃炉
- 2 帰還等の促進に向けた環境整備
 - (1) 帰還困難区域の位置づけと特定復興再生拠点区域の整備
 - (2) 特定復興再生拠点区域外における対応の具体化
 - (3) 移住・定住の促進と交流・関係人口の拡大
- 3 創造的復興の中核拠点としての国際教育研究拠点
- 4 産業復興の加速化
 - (1) 事業・なりわいの再建と新産業の創出
 - (2) 農林漁業者の再建の加速化
- 5 風評払拭・リスクコミュニケーション
- 6 中間貯蔵施設の整備、指定廃棄物等の処理

II. 地震・津波被災地域

III. 共通課題

むすび

はじめに

いまなお新型コロナウイルス感染症の猛威が全国各地を襲い、被災地においても大きな影響が生じている。まず、ワクチン接種の拡大、加速化に総力を挙げて取り組み、コロナ禍克服のために政府・与党一体となって全力投球することが先決であることはいうまでもない。

東日本大震災の発生から10年という大きな節目を迎えた。この10年、被災者の方々は幾多の苦難を懸命に乗り越えてきた。与党10次提言にあたり、改めて、私たちが東北の被災地に果たすべき使命を確認したい。それは、被災者の方々が、一日も早く、希望を持ち、安心して生活できる環境を取り戻すために、被災者一人ひとりに寄り添い続けながら、全力を尽くしていくことである。

復興は新たな発展段階に入っている。来年度以降、被災地は総じて新しい東北地方の中長期構想を描き、着実に実行に移していく計画を作っていくことが大切である。

漫然と震災前の状態に戻することで満足したり、目先の利害関係を追求したりするのではなく、いまこそ東北地方と日本の将来のことを考えて布石を打つことがこれまで言ってきた「創造的復興」といえるのではないだろうか。

復旧・復興が遅れている原子力事故災害被災地域においては、原発事故の廃炉・汚染水・処理水対策について、国際的な技術を結集して国が全責任を持って最終的な解決まで完結していくかなければならない。東京電力も社運を賭けてこの問題の解決に立ち向かっていくことが国民の信頼を取り戻すことと、社会的な責任を果たすことにつながる。

ALPS処理水については、自由民主党と公明党は、2020年の与党9次提言において、いつまでも現状を維持することではなくできるだけ早く処分の方法について決断をしてほしいと促してきた経緯もあり、政府は本年4月に海洋放出の基本方針を決定した。

与党としては、責任を持って、地域の皆様の声を丁寧に伺いながら、方針が

確実に実行されるよう万全を期していくこととしたい。

政府は、自らが前面に立って、全責任を持ち、万全の対策を講じていく必要がある。特に、漁業者・国民の理解を得るために誠意を持って粘り強く取り組み、安全性の担保に万全を期すべきである。さらには、風評による影響を生じさせないための情報発信をはじめ、経営継続のためのセーフティネットの構築、被災地における事業継続のための支援策について、政府一丸となった取組みを求めたい。

帰還困難区域については、自由民主党と公明党は、故郷を離れざるを得なかつた地域の人々が「いつか生まれた故郷に帰りたい」との切実な願いに思いを致し、2016年に、たとえ長い年月を要するとしても、将来的に帰還困難区域の全てを避難指示解除し、復興・再生に責任を持って取り組むとの決意を示した。あれから5年の歳月が経ち、ようやく来春に予定されている大熊・双葉・葛尾の3町村の特定復興再生拠点区域（復興拠点）において、避難指示解除に向けた環境整備が進められており、故郷への帰還が実現する。

一方、特定復興再生拠点区域外（復興拠点区域外）についても、「復興拠点区域外にある自宅に帰りたい」との地域の人々の根強い叫びもあり、与党としては地域住民の皆様の帰還意向を丁寧に把握したうえで、帰還に必要な箇所を除染し、避難指示解除を行うという新たな方向性をここに示すものである。政府にはこの方向性に即して、地元と十分に議論しつつ、早急に避難指示解除に向けた方針を決定することを求める。

これから「第2期復興・創生期間」はいよいよ福島はじめ東北地方が未来に向かってどのような構想を描き、飛躍していけるかどうかの真価を問われる時期となる。

単に震災前の状態に戻すのではなく、戦後日本の復興と繁栄が世界中で「20世紀の奇跡」と言われたように東日本大震災後の「創造的復興」が「21世紀の奇跡」と言われるようにするために、与党9次提言で提言したように、国際教育研究拠点が福島イノベーション・コースト構想の中核をなす司

令塔となるとともに、世界の一流の人材が集まる魅力的な世界最先端の研究機関として実現できるかどうかにかかっている。

そのためにはまず、国際的な人材争奪戦で勝利を得る組織の勤務条件や柔軟な業務運営、規制緩和など、旧弊を打破して、法的要件も含めて必要な環境整備について政府の英断を求めたいと考える。

同時に研究開発の成果について、大学等研究機関や企業等と共有しつつ、わが国の産業の構造改革、新たな成長戦略に結び付けていくことによって、福島から発信する日本の新しい技術立国シンボル的な存在となっていくことを強く願っている。

以上を踏まえて、様々な課題に真正面から向き合い、特に重点的な取組み、創造的復興に向けた新たな取組みの実施について、以下のとおり、政府に対し提言するものである。

I. 原子力事故災害被災地域

原子力事故災害からの復興・再生に向けては、中長期的な対応が必要であり、引き続き国が前面に立って、本格的な復興・再生を進めるにあたっての諸課題への取組みを具体化し、着実に実施していかなければならない。

1 東京電力福島第一原子力発電所および東京電力福島第二原子力発電所の廃炉に向けた取組み

(1) 東京電力福島第一原子力発電所の廃炉

○ はじめに、原子力発電所に関する東京電力の昨今の対応については、本年2月13日の福島県沖地震では、原子炉格納容器内の水位低下などの不具合に関する情報発信の遅れに対し、地域住民から東京電力に対し、多くの不安の声があった。

また、柏崎刈羽原子力発電所での核物質防護設備や安全対策工事に関する不適切な対応について、地域の方々を中心に東京電力は本当に原子力発電を担えるのかとの不信感が高まった。

これまで与党としても幾度となく透明性・信頼性の向上を指摘してきたにもかかわらず、こうした事象が繰り返し生じていることについて、東京電力は深く反省し、根本からの意識改革や体質改善に緊張感を持って取り組まなければならない。幹部から社員まで一人ひとりが自らの襟を正し、真摯に地域住民と向き合うことで、信頼回復に取り組むこと。国も東京電力を指導し、抜本的な改善を求めていくこと。

○ 国、原子力損害賠償・廃炉等支援機構、東京電力は、世界にも前例のない燃料デブリの取り出しを来年から開始することで、廃炉工程が新しい段階に入るにあたり、さらに先を見据えて、取り出しを加速するための研究開発に取り組むこと。

- 復興が本格化していくなかで廃炉作業を進めるにあたり、安全かつ着実な遂行とともに、「復興と廃炉の両立」の実現に向けて地域と共に廃炉を進めるとの意識を一層強く持ち、住民や地元企業とのコミュニケーションに注力すること。
- 特に、地元企業の協力なくしては長期にわたる廃炉は成り立たない。東京電力は、国とともに、製造業・建設業のほか関連する幅広い業種へ協力の裾野を拡大させ、廃炉工程の進捗に伴って必要となる新たな事業や技術についても、あらかじめ地元企業に対し密に情報提供し、廃炉にまつわる経済効果を地域に浸透させること。
- 福島第一原子力発電所の廃炉には長い時間を要することから、中長期的に廃炉を支える人材の確保・育成は急務である。国、原子力損害賠償・廃炉等支援機構、東京電力は、大学を含めた関係機関とともに、研究開発基盤の整備を着実に実施し、国内外の幅広い分野の研究者や技術者が、福島の廃炉や復興に関わることにより、原子力・廃炉に係る高度な技術を持った人材を育成していくこと。
- 国は、損害がある限り賠償するという政府方針のもと、引き続き、被害者に寄り添いながら、被害の実態に見合った必要十分な賠償が行われるよう、東京電力に対して指導を行うとともに、賠償の円滑な実施に向けた取組みを継続すること。

(2) ALPS 処理水の処分

(ALPS 処理水の取扱いの検討経緯)

- ALPS 処理水の取扱いは、専門家による 6 年間にわたる検討の結果、複数の処分方法のうち海洋放出が最も現実的かつ確実に実施可能と

評価され、タンクによる長期保管についても敷地内外でのタンク増設は限定的との評価を得た。この評価結果は、IAEA も「科学的・技術的根拠に基づくもの」と評価している。

また、今後、燃料デブリ取り出しなどが始まり大きな敷地が必要となるなか、タンクが 1,000 基を超えて存在している現状を見直さなければ、廃炉に支障が生じ、ひいては福島の復興への大きな障害となる。

さらに、大量のタンクの存在が風評につながることや、帰還の妨げになること、地震や老朽化による漏洩のリスクが高まることなどへの地元の懸念は、看過できない。このままタンクに貯め続けることは問題の先送りであり、ALPS 処理水の処分は、いつか誰かが決断しなければならない問題である。

- 以上を踏まえ、昨年の与党 9 次提言では、ALPS 処理水の取扱いについて、政府は責任を持って早急に方針を決定し、国が前面に立って福島の復興・再生の道筋をつけていく必要があると指摘した。

本年 4 月、菅総理の出席する閣僚会議にて海洋放出を選択する方針を策定し、政府が前面に立って、ALPS 処理水の安全性確保と、風評払拭に向けたあらゆる対策を行うと表明したからには、与党としても、方針が確実に実行されるよう万全を期していく。

- 方針決定後、与党としても地域の皆様の声を聞き、近隣自治体からは、国内外への説明・情報発信と理解醸成、浄化処理や安全対策の徹底、万全な風評対策、厳格なモニタリング、風評被害に備えた損害賠償、処理技術の継続的な検討、東京電力への指導強化といった意見があった。
- また、漁業者からは、漁業者・国民への丁寧な説明や、風評被害への対応、ALPS 処理水の安全性の担保、継続保管等の継続的な検討のほか、

全国の漁業者が安心して子々孫々まで漁業を継続できるための方策への要望があった。

- 漁業者が風評影響への強い懸念を持って反対の意向を示すなかでALPS処理水の海洋放出を行うことを決定した政府には、自らが前面に立って、全責任を持ち、万全の対策を講じていくことを強く求める。

(漁業者・国民の理解)

- これまで福島をはじめとした漁業者の方々が、風評の払拭、復興に向けて懸命の努力を重ねてきた結果、徐々に風評の払拭が進んできたことを忘れてはならない。福島第一原子力発電所事故の影響を受けながらも、復興と廃炉作業に向け、サブドレン等の汚染水発生量の抑制対策に多大なる理解・協力をいただいていることに、改めて感謝したい。

政府は、風評への強い懸念を持って、反対の意向を示している漁業者の思いをしっかりと受け止め、今後、実際の放出が始まるまでの間、できるだけ早期に、漁業者をはじめ国民の皆様の理解を得ていく必要がある。

- 以上の点を十分に踏まえ、ALPS処理水の処分に向け、以下に掲げる内容に沿って政府一丸となった取組みを求める。その際、関係者の意見を聞きながら一体となって取組みを進めること。

(安全性の担保)

- 安全性の担保については、原子力規制委員会による厳格な審査を受け、国際ルールに基づく規制基準を遵守することは当然として、政府の現地事務所や第三者による確認を充実させ、透明性・客観性を確保

すること。

放出前の確認に対しては、東京電力のほか放射性物質の分析に専門性をもつ機関によるチェックや、地元自治体・農林水産業関係者等の試料採取への立会いにより、厳格に実施すること。

放出後の海洋・魚類などのモニタリングについては、IAEA 等の国際機関や地元自治体・漁業関係者等の外部の目を含めた形で行い、国内外の消費者の安心につなげていくこと。万一、故障などにより希釈設備等が機能不全に陥った場合や、モニタリングにより、異常値が検出された場合には、安全に放出できる状況を確認できるまでの間、確実に放出を停止すること。

特に、IAEA によるレビューを積極的に受け入れることで透明性を高め、国際社会への発信につなげること。

- 半減期効果を念頭においた処分方法・保管方法の検討を進めるとともに、トリチウム分離技術について、最新の技術革新を継続的に調べ、現実的に実用化可能な技術があれば、積極的に取り入れていくこと。

(風評影響の抑制)

- 風評対策については、まずは風評による影響が生じないよう、最大限の説明や意見交換、情報発信を行うこと。その際、例えば、トリチウムが放出する放射線（ベータ線）は微弱であること、ALPS 処理水の海洋放出時には、トリチウムの濃度を規制基準の約 40 分の 1、WHO の飲料水基準の約 7 分の 1 まで希釈することや、諸外国の放出実績との比較を行うことなど、国民にとってわかりやすい形で、科学的根拠に基づく正確な情報発信に努めること。また、震災後 10 年の経験を踏まえ、風評のメカニズム等の分析を行うほか、各種対策の実績を勘案し

て、対策の進め方や説明方法等を見直し、効果と効率を高めるための不断の努力を行うこと。

地元自治体や水産事業者をはじめ影響を受け得る方々に対しては、説明や意見交換を何度も繰り返し実施し、必要な対策を寄り添って進めること。また、全国の幅広い層に対して、メディア等を通じた積極的な情報発信を行うこと。その際、第三者監視の下で行う東京電力によるALPS処理水を用いた魚類の飼育試験の状況を用いるなど、国民にわかりやすい説明を行うこと。

海外に対しては、粘り強く諸外国に働きかけるとともに、あらゆる機会をとらえ、ターゲット国等に適した方法により情報発信すること。特に輸入規制の残る国・地域に対しては、緩和・撤廃に向けた取組みをさらに加速すること。

以上を踏まえ、安全であることを伝えるだけではなく、わかりやすい情報を、繰り返し説明していくことによって、科学的な安全を消費者にとっての安心につなげ、国内外で徹底的な理解醸成を図り、風評影響の最大限の抑制と安心・信頼の確保につなげること。

(経営継続のためのセーフティネット)

- 理解醸成などの対策をとってもなお生じうる風評影響として、漁業関係者から懸念が示されている、ALPS処理水の海洋放出に伴う国内外における国産水産物の需要減少等の事態に対応するため、新たな緊急避難的措置として、冷凍可能な水産物の一時的買取り・保管や、冷凍できない水産物の販路拡大等について、基金事業等により全国的に機動的な対応ができるような対策を講じること。
- 風評影響の抑制や緊急避難的措置を講じてもなお生じる風評被害への賠償については、国が前面に立って風評を懸念する事業者団体等の

要望を聴取したうえで、東京電力に対して、放出前における各業種等の状況を十分に踏まえた具体的な賠償の枠組みを早期に提示するよう責任を持って指導すること。その際、期間、地域、業種を画一的に限定せず、また、立証の負担を被害者に一方的に寄せることなく、被害の実態に見合った必要十分な賠償をセーフティネットとして機能させるとともに、漁業者の操業拡大意欲や事業者の経営努力を損なうことのないよう適切に対応すること。

(被災地における事業継続のための支援策)

- 福島県および近隣県で漁業を安心して持続できる方策については生産・流通・加工・消費の各段階において対策を徹底すること。
- 具体的には、先に述べた情報発信や説明による理解醸成に加え、被災地において事業者が風評影響を乗り越え、安心して事業を継続できるよう、三陸・常磐エリアの水産加工品情報を作り手の想いとともに発信する取組み、復興水産品に思い入れのある外食店でのフェア開催を進めるなど、消費拡大を図ること。
- 福島県や近隣県においては、
 - ・漁獲量が急速に減少している魚種への依存度が高いことから、単一魚種に頼らない柔軟な経営体制への転換を図るため、「がんばる漁業復興支援事業」の対象地域の拡大や運用改善に取り組むとともに、
 - ・種苗の生産・放流支援の対象拡大に取り組むこと。
- 福島県においては、本格操業に向けて震災からの復興に取り組んでいるなか、これを担う漁業者の確保が極めて重要であり、乗組員確保

のため水産高校生を対象とした漁業ガイダンスに取り組むほか、新たに漁家子弟等を含め長期研修支援やリース方式による就業に必要な漁船・漁具の導入支援などを進めることにより、若者を中心に新規就業者の確保・育成に取り組むこと。また、漁業用機器等の導入支援の補助対象の拡大、共同利用施設の整備、販売ルートの強化に向けた取組みなどを実施すること。

- 風評影響を乗り越えるために、販売促進支援を通じて国内外に向けて地域の農林水産品の魅力やおいしさを効果的に発信しながら、観光誘客や交流人口拡大に向けた取組みを実施すること。
- 以上のほか、被災地に限らず、漁船の脱炭素化、水産物消費拡大に向けた調理の手間軽減の取組み、小さいころから魚食に親しんでもらう取組みを強化すること。
- なお、与党としては、今回提言した対策にとどまらず、今後とも、関係者へのヒアリングなどを通じ、風評による影響を継続的に調査し、必要な追加対策を、機動的かつ躊躇なく実施することを求めていく。

(3) 東京電力福島第二原子力発電所の廃炉

- 東京電力福島第二原子力発電所の廃炉について、東京電力は、引き続き、地元の方々をはじめとする関係者の意見・要望を受け止めながら、廃止措置計画に基づき、使用済燃料の搬出や廃棄物の処分を含め、安全かつ円滑な廃止措置を進めること。その際には、人的リソースを適切に配分するなど、東京電力福島第一原子力発電所の廃炉工程と両立させること。

2 帰還等の促進に向けた環境整備

(1) 帰還困難区域の位置づけと特定復興再生拠点区域の整備

- 帰還困難区域は、将来にわたって居住を制限することを原則とした区域であることを前提として、住民の方々が新たな生活を始めるため、必要な賠償制度の措置や、復興公営住宅の整備などが行われてきた。他方、事故後5年を経て、一部では放射線量が低下し、他の区域で避難指示の解除が進んでいたなかで、地元から帰還困難区域の取扱いについて検討を求める声が出ていた。
- こうした地元の切実な声を真摯に受け止め、2016年、与党は、たとえ長い年月を要するとしても、将来的に帰還困難区域の全てを避難指示解除し、復興・再生に責任を持って取り組むとの決意を示したうえで、これまでの方針から前に踏み出して、住民が帰還・居住できる環境を実現する特定復興再生拠点区域（復興拠点）の整備を政府に対して提言した。
- 言うまでもなく、復興拠点は、帰還困難区域を抱える自治体の復興における要である。まずは、6町村の特定復興再生拠点区域復興再生計画に基づき、2022年、2023年に予定される避難指示解除のみならず、その後の帰還や移住・定住の促進に向けて、除染、家屋等の解体やインフラ整備の実施、買い物、医療・介護等の生活環境の整備等、住民が安心して帰還できる環境整備を引き続き進め、対応に万全を期すること。

(2) 特定復興再生拠点区域外における対応の具体化

（特定復興再生拠点区域外に関する住民へのメッセージ・方向性）

- 復興拠点の整備が進捗する一方で、特定復興再生拠点区域外（復興拠点区域外）については、避難指示解除の具体的な見通しが立っていない状況にある。こうしたなか、震災から10年が経過してもなお、「復興拠点区域外にある自宅に帰りたい」、「元居た場所で生活を再開したい」という強い思いを持った住民の方々が大勢いる。また、地元自治体からも、復興拠点区域外への帰還・居住に向けた避難指示解除の方針を早急に示してほしいとの強い要望が示されてきた。
- こうした住民の思いや地元自治体の要望に真摯に応え、帰還困難区域を抱える自治体の一日も早い復興を実現するため、国は、復興拠点区域外の方針を早急に具体化していくなければならない。

(具体的方向性)

- こうした認識の下、復興拠点区域外の避難指示解除に向けた方針の具体化に向けて、以下の基本的視座を提言する。今後、政府においては、地元と十分に議論しつつ、詳細な検討を行うことを求めること。
- ① 復興拠点区域外の住民の帰還に関する意向を個別に丁寧に把握したうえで、帰還に必要な箇所を除染し、避難指示解除を行う。住民の意向確認に際しては、すぐに帰還について判断できない住民にも配慮して、複数回にわたり実施する。なお、営農については、帰還意向とあわせて住民の意向を確認し、地元自治体とも協議しながら必要な対応を進める。
 - ② 復興拠点区域外の除染は、現在計画されている復興拠点の解除

後、遅滞なく開始する。その際、帰還する住民の生活環境の放射線量を着実に低減させ、解除および住民の安全・安心に万全を期すため、政府は、除染の手法・範囲について、十分に地元自治体と協議しながら、検討する。

- ③ 復興拠点区域外の住民の居住・生活に必要なインフラの整備については、帰還困難区域における新たなまちづくりの中心となる復興拠点の整備状況も踏まえつつ、除染と一体で効率的に行う。
- ④ 帰還する住民の生活環境の向上や自治体復興の観点から、復興拠点区域外への立ち入り制限の緩和等について、十分に地元自治体と協議しながら、必要な対応を行う。
- ⑤ これを実現するため政府は、必要な制度および予算を措置する。その際、本件は将来にわたって居住を制限することを原則とした帰還困難区域への居住を可能にし、復興拠点区域外への帰還実現・居住人口の回復を通じて自治体全体の復興を後押しする措置であることから、国の負担において行うものとする。このための財源は、復興施策およびエネルギー施策の中で確保することが考えられる。

(方針の時間軸と残された課題)

- 上記の視座に基づき復興拠点区域外の方針を具体化・実施していくことで、復興拠点区域外の避難指示解除が進展し、居住人口の確実な回復・自治体の着実な復興につながると期待される。その際、国は2020年代をかけて、帰りたいと思う住民の方々が一人残らず帰還できるよう、取組みを進めていくことが重要である。

- こうしたなかで、残された土地・家屋等をどのように扱っていくかについて、国は、地元自治体と協議を重ねつつ、検討を進め、将来的に帰還困難区域の全てを避難指示解除し、復興・再生に責任を持って取り組むべきである。与党も政府と一体となって検討を進めていく。

(帰還困難区域を抱える自治体の復興に向けた全体パッケージ)

- 加えて、帰還困難区域を抱える自治体が再生し、持続できるよう、解除済み区域や復興拠点の居住人口を拡大させることが重要である。このため、国・県・市町村が連携し、様々な産業の活性化や、教育等の居住・生活環境の充実に向けた対応策について、これまでに各町村と個別に議論してきた取組みの方向性を踏まえ、一層推進する必要がある。特に、解除後の復興拠点のまちづくりをどのように進め、移住・定住をどのように促進していくか、本年度から新たに整備した移住・定住支援施策も有効に活用し、関係者が一丸となって検討していくことが重要である。

(3) 移住・定住の促進と交流・関係人口の拡大

- 福島の復興・再生の担い手となる新たな活力を呼び込むため、新設された移住・定住促進事業を活用し、移住して就業・起業する方々に対する各種支援策、空き家や空き地の活用、住まいの確保、民間活力の活用等を含めた各市町村の独自性や地域の創意工夫に対する支援をきめ細かく行うこと。あわせて、広域的・一元的に移住支援を行う組織および関係機関の連携体制を新たに構築して、全国の移住に関する成功例、失敗例の分析を踏まえた移住誘導策を市町村とともに協働で策定し、取組みの成果を共有し、市町村の実情に応じた改善につな

げる好循環を生み出すこと。これらの施策を通じ、事業・なりわいや農林水産業の再建施策とも連携して“まち機能”の整備をはじめとする福島ならではの魅力あるまちづくりを進め、帰還促進に加え、移住・定住の促進を加速化すること。

- 交流・関係人口の拡大に向けて、観光やデジタル分野の専門家を活用した、地域の魅力の再発見の取組みを加速化し、コロナ禍、アフターコロナを見据え、「福島ならでは」、「浜通りならでは」の誘客コンテンツの掘り起こしと磨き上げに対する一層の支援を行うとともに、ツアーノど誘客に資する取組みを支援すること。その際、市町村の枠を超えて連携する取組みや新たな特産品の開発等を重点支援するとともに、これら地元産品等の消費喚起を図るため、デジタル形式の来訪者向けプレミアム付商品券を発行し、地元店舗のキャッシュレス化もあわせて促進するなど、地域全体の消費増大を図ること。また、教育旅行の誘致にも取り組むこと。
- 交流・関係人口拡大に向けた体制を整備するため、民間人材や事業者等の活動内容の見える化や人的ネットワーク形成の促進、Wi-Fi 等の通信インフラ整備に取り組むことを通じて、民間人材や事業者等の自主性や自走を促すこと。

3 創造的復興の中核拠点としての国際教育研究拠点

- 昨年の与党9次提言において、その最重要課題として、国際教育研究拠点を、福島イノベーション・コースト構想の具現化を図るとともに、福島の創造的復興の中核的な存在として、既存施設の研究活動などに横串を刺す調整機能を持った司令塔となる世界レベルの機関として整備することを提言した。この取組みが、福島そして東北の復興

の先導役を果たすことにより、わが国の科学技術力・産業競争力が世界最高の水準を取り戻すものにならなくてはならない。

- 一方、コロナ禍が1年を超えるなか、デジタル化の遅れや、ワクチン開発など国民や社会の安全を支える研究開発に関する体制の弱さなど、わが国の経済社会全般にわたる構造的な変革の必要性が一層顕在化している。また、バブル経済の崩壊後、様々な改革が行われてきたが、グローバルな競争環境等が激変するなかで、わが国が30年にわたり長期停滞している現状を、今こそ打破しなければならない。
- 政府は、デジタル改革、グリーン成長戦略やイノベーションの創出などにおいて、わが国の長年の課題解決に向けた変革を起こすべく政策を推進している。資源小国であるわが国が、科学技術力の強化を通じて今日の発展を築いてきたことに鑑みれば、国際競争の中で地位低下が指摘されるわが国の科学技術力を、可能な限り短期間のうちに、もう一度世界のトップに引き上げ、ポストコロナの日本再生の原動力とすることが喫緊の国家的課題である。こうした変革に国を挙げて挑戦するためには、政府が先頭に立って具体的な目標を掲げ、産業界や大学その他の多様な主体がそれぞれの持つ特徴や強み等を結集させ、力を合わせて取り組む体制を作ることが重要である。
- 福島そして東北の復興と、ポストコロナの日本の再生。この2つの国家目標の同時達成は、これまでにない挑戦であり、「技術立国復活の狼煙（のろし）」を福島から上げるという強い決意の下、先例に捉われることなく大胆な発想に立ち、復興庁を中心に関係省庁を含めた役割分担を定め、政府一丸の国策として取り組むべきである。

- あわせて、発災国の責務として、原子力災害に関する様々なデータや知見を集積し、国内はもとより今後の世界における複合災害対策等に資するよう発信・共有していく必要があり、また、特に風評対策の観点からは、科学的知見に基づいた正確な情報を継続して発信していくことも極めて重要である。
- 以上の点を踏まえ、政府においては、福島県をはじめとする被災自治体からの具体的な要望を十分に踏まえ、以下に掲げる内容に沿って、国際教育研究拠点の実現に向けた取組みを着実に進めること。
 - ① 新拠点における研究テーマは、福島の優位性が發揮できる、ロボット、農林水産業、エネルギー（カーボンニュートラル）、放射線科学・創薬医療、原子力災害に関するデータや知見の集積・発信の5分野を基本とし、わが国の研究開発や復興、被災地等をめぐる環境の変化にも対応しつつ、各分野の関係者による議論も経て、時流を先取りしたものとすること。あわせて、研究開発の成果をわが国産業の構造改革・新たな成長につなげるためには、大学、研究機関や企業等の産学官が目標を共有し力を結集することが極めて重要であることを踏まえ、国が明確なビジョンを示すこと。
 - ② 新拠点は、国内外の一流の人材・知識を結集して、世界最先端の研究開発の実現を目指すべきである。そのため、処遇や組織・人事制度において、研究実績等を世界水準に照らして柔軟に反映するなど、世界的規模で優秀な研究人材が条件に応じて所属先を変える国際的頭脳循環に対応できる仕組みとする必要があり、また、国際的な協力推進の観点から、IAEAなどの国際機関や海外の大学等における一線級の研究室等と連携することも必要である。こうした、世界

トップレベルの研究開発の推進は国として取り組むべきものであり、長期性、不確実性といった研究開発のリスクを超えた挑戦を可能にするためにも、国が責任を持って財源・人員面での長期・安定的な運営を可能とする仕組みを構築すること。また、新拠点の業務・財務に関する制度において、その特性を踏まえた柔軟な仕組みとすること。

- ③ 上記の取組みを進めるにあたり、事故炉やその関連施設、広大な未利用地といった、世界中でここにしかない環境や実証フィールドなどを有する福島の地こそ、最適な地域と言える。この福島の「強み」を最大限に活用し、他の地域ではできない実証を可能にしたり、国際水準の研究環境の実現、現場ニーズに即した先進的研究の迅速な実施等の観点から、規制の特例措置の整備や合理的運用方法に関する検討を進めること。また、新拠点が、様々な課題解決に挑戦する国内外の若者人材を福島浜通り地域に呼び込む拠点となるよう、新設の利点を生かして、若手・女性研究者の登用を大胆に行うなど、競争力のある次世代の研究者が活躍できる環境を整えること。
- ④ 原子力事故災害という大きな試練を乗り越えて福島の創造的復興を実現するため、多数の大学との連携を基にした連携大学院制度等の活用による大学院生等に対する人材育成に加え、地元の小中高校生等に対する高等教育につながる連続的な人材育成体制の構築や、人材ニーズが顕在化している廃炉・放射線関連など多様な分野の人材育成に取り組むことが極めて重要である。これらの取組みにより輩出された人材が新事業の創出や技術の高度化等を牽引し、復興をリードするような体制の実現に向けて、長期的に覚悟をもって取り組むこと。

- ⑤ 新拠点は、福島の復興とわが国の科学技術力・産業競争力の強化等を通じて、日本・世界の課題解決のために新しい取組みを進めるものであり、復興施策のみにとどまるものではない。このため、⑥の司令塔機能等を通じて、既存施設との連携による相乗効果を求めるとともに、可能な限り既存施設等の統合を図り、全体として最も効果的・効率的な研究体制を構築すること。その際、研究分野の選定に応じて、中長期を見据え、安定的・発展的に事業を実施できるよう、当初から関係省庁の全面的な参画を得ること。
- ⑥ 新拠点には、既存施設の研究活動について横串を刺し、重複を排除しつつ、相乗効果を生む連携・協力体制を強化するとともに、新拠点において新たな分野融合的な取組み等が行われるよう、研究の役割分担を調整する司令塔機能を整備すること。また、実証フィールドの整備・活用、規制改革、地元ニーズや研究者ニーズに応じた各種の調整、産業化に向けた取組み等について、国、自治体、関連する機関等との連携の強化を図ること。
- ⑦ 新拠点の組織形態については、その機能を最大限発揮できるようにすることが必要であり、地元からの要望や与党9次提言、「第2期復興・創生期間」以降における東日本大震災からの復興の基本方針（令和3年3月9日閣議決定）等を踏まえ、わが国の研究開発およびイノベーション創出体制をめぐる政策の動向を見据えた検討を行い、本年秋までに決定するとともに、基本構想を本年度中に策定するため、新拠点に関する具体的な検討を加速させること。

4 産業復興の加速化

(1) 事業・なりわいの再建と新産業の創出

- 事業環境の厳しい地域への帰還・事業再開が促進されるよう、地域ごとの復興の状況に応じたさらなる支援の重点化・見直しを検討すること。また、帰還・事業再開後の安定的な事業継続、地域経済を牽引する企業の創出に向けて、福島相双復興推進機構による個別支援や中小企業施策における特別な措置等を通じて、人材・販路・デジタル化等の成長投資を促す取組みを強化すること。
- 特定復興再生拠点区域等において、帰還・事業再開の促進に加え、外からの事業者の呼込み策の創出や創業支援の強化を検討すること。
- 域内外の多様な民間主体がさらに参画し、様々なチャレンジと先端的な取組みが内発的、継続的に生まれることを通じて、福島浜通り地域等が産業復興を果たし、2030 年頃までに持続的な産業発展につながるよう、福島イノベーション・コースト構想を推進すること。そのステップとして、地元自治体と連携した研究開発への支援や、ベンチャーキャピタル等との連携によるイノベーション企業の呼込み等、地元が成果を実感できる取組みを加速すること。セミナーにおけるトップセールスの実施や産業団地に関するデジタル情報等の発信に加え、進出意欲のある企業に対する人材確保を含むハンズオン支援を行い、新たな活力の呼込みを行うこと。
- 2050 年のカーボンニュートラルの実現に向けた意欲的な取組みを福島県で先行的に推進すべく、
 - ・燃料電池自動車などの水素モビリティの導入拡大と実ビジネスでの活用に向けた実証

- ・県内の公共施設のみならず工場や発電などでの浪江町産水素の活用
 - ・水素の利活用拡大等を図るカーボンニュートラルポート形成の推進といった水素社会実現に向けた先進的な取組みや、県内での再生可能エネルギーのさらなる導入拡大を通じて、「福島新エネ社会構想」の実現を図るとともに、成功事例創出のための支援強化を推進すること。また、空飛ぶクルマなどの次世代モビリティの開発・実証や制度整備・運用、災害時のドローン等の運用ガイドラインの策定・検証等を行うための拠点とすべく、福島ロボットテストフィールドの環境整備を進めること。さらに、廃炉産業集積に向け、地元企業と廃炉関連産業のマッチング、廃炉関連製品工場への地元企業の参画支援等、支援体制や関係者間の連携の強化に取り組むこと。
- 福島イノベーション・コースト構想推進機構および福島相双復興推進機構は、両組織間の連携を通じた新産業創出の成功事例のさらなる創出に取り組むこと。

（2）農林漁業者の再建の加速化

- 被災直後に休止していた農地（約 17,300ha）のうち既に農地転用されたものを除く農地について、2025 年度末までに 2／3（約 10,000ha）の営農再開を目指すこと。営農再開にあたっては、福島を改革の原点に、大規模で労働生産性の著しく高い農業経営の展開を図るために、改正福島復興再生特別措置法等による農地の大区画化・利用集積や、高付加価値生産を展開する産地の創出等を進めること。さらに、既存農家の営農再開だけにとどまらず、移住・定住施策とも連携しつつ、農業用機械・施設の導入支援など手厚い支援があるといったメリットを生かし、外部からの新たな担い手の参入を進めるとともに、スマート農業技術等の先端技術の開発や実証・導入に取り組むこと。その際、地域ごとに営農再開

が遅れている理由や土地利用の方向性について把握・分析し、戦略的に取り組むこと。

- 福島の森林・林業・木材産業の再生に向けて、引き続き、ふくしま森林再生事業、里山再生事業、原木林や原木しいたけ等の特用林産物の产地再生、木材製品等の安全証明体制の構築などに取り組むこと。特に、原子力事故災害被災地域の里山では、しいたけ原木等の生産が停滞し伐採・ぼう芽更新による資源の循環サイクルが機能しなくなり、しいたけ原木生産等の生業の回復が困難な状況となっている。このため、「里山・広葉樹林再生プロジェクト」について、地域の林業関係者等と連携して推進し、まずは、再生プランの作成を加速化するとともに、再生プランに基づく伐採・更新を図ることにより、速やかにこの課題に取り組むこと。
- 福島県の漁業は、2021年4月から試験操業を終了して段階的に操業を拡大し、本格操業への移行が進んでいるが、水産業が本格的な復興を果たすため、生産・加工・流通・消費のそれぞれの段階において徹底した対策を講じること。このなかで、新たな担い手の確保を含め、漁業を安心して持続できるための施策についても取り組むこと。また、「常磐もの」の販路や用途の拡大を図るとともに、水産物の消費拡大に向けて、新商品の開発を含め民間の取組みを後押しするなど新たな取組みを進めること。

5 風評払拭・リスクコミュニケーション

- 国内外の風評払拭や輸入規制の撤廃に向けた働きかけを、あらゆる機会を捉え、取りうるあらゆる手段を通じ、ターゲット国等に適した戦略を立て、政府一丸となって迅速かつ粘り強く実施していくこと。

- 政府の「風評払拭・リスクコミュニケーション強化戦略」に基づく効果的な風評対策を一層強化すること。そのため、10 年間の風評の変遷に加え、近年のデジタル化の進展や事故後の流通・調達構造の変化を踏まえた風評の発生やその影響について、有識者の協力を得て風評の構造分析を行うとともに、これまでに実施した取組みの効果測定や評価分析を行い、手法、内容、表現、組み立て方等を抜本的に見直し、より効果的に消費者の意識や行動の変容に結びつけること。
- 福島県産品を食べてもらい、福島県に来てもらうためには、地元自らが、地元産品の魅力を磨き上げ、国内外に広く発信することが有効であり、市町村等の創意工夫による風評払拭に向けた取組みを引き続き支援すること。
- 福島県産農林水産物について、流通過程における風評影響等の調査・分析を深堀りするとともに、積極的に取り扱われ消費者の元に届くよう、ブランド力の向上や品目ごとの強みを生かしたマーケティング等、必要な取組みを進めること。
- 食品等の基準値や出荷制限等の規制について、消費者保護を大前提としつつ、この 10 年間に蓄積してきたデータと知見に基づく科学的・合理的な観点から、速やかな検証を加速化すること。また、基準値自体への理解促進のため、わかりやすく正確な情報発信を行うこと。
- 食品等の基準値等への理解醸成を含め、将来にわたって風評影響を最大限抑制していくためには、放射線に関する基礎的な知識の教育が重要であり、放射線副読本等を活用した教育について、その実施状況も踏ま

えながら、一層効果的な方法で促進すること。

6 中間貯蔵施設の整備、指定廃棄物等の処理

- 中間貯蔵施設整備事業については、引き続き、福島県内に仮置きされている帰還困難区域由来のもの以外の除去土壤等については、地元の事情を踏まえた丁寧な対応が必要なものを除き、2021 年度末までに中間貯蔵施設へ搬入を完了するとともに、特定復興再生拠点区域において発生した除去土壤等の搬入を進めること。
- 福島県内の除去土壤等の最終処分については、国として責任を持って取り組んでいくこと。また、福島県外での最終処分完了に向け、除去土壤等の減容技術等の開発・実証等を行うとともに、減容・再生利用について、全国的な理解醸成の取組みを抜本的に強化すること。再生利用先の創出等に関しては、関係省庁等が連携して取組みを進めること。
- 福島県内の指定廃棄物等の処理については、地元の信頼確保と安全・安心の確保に努め、既存の管理型処分場を活用した埋立処分を進めること。福島県外の指定廃棄物についても、最終処分に向け、自治体と連携し、地元の方々への丁寧な説明に努めること。また、基準値以下の農業系廃棄物等の処理の促進も引き続き行うこと。

II. 地震・津波被災地域

地震・津波被災地域においては、ハード面での復興はおおむね完了した一方、被災者支援をはじめ、残る課題に国および被災地方公共団体が協力して取り組み、持続可能で活力ある地域社会の創生に向けた道筋を確立していく必要がある。

- 与党9次提言、「第2期復興・創生期間」以降における東日本大震災からの復興の基本方針に提示された方針に沿って、必要な見直しを行いつつ、国と被災自治体は協力して残された事業に全力を挙げて取り組み、第2期復興・創生期間において、復興事業がその役割を全うすることを目指すこと。心のケア等の被災者支援については、個別の事情を丁寧に把握しながら引き続き細かく対応すること。
- 土地区画整理事業等による造成宅地や防災集団移転促進事業によって取得した移転元地等の活用促進に向け、新たに開設したワンストップ相談窓口等を通じ、被災地に寄り添ったハンズオン支援により地域ごとの個別課題にきめ細かく対応し、一般施策とも連携しながら、被災自治体の取組みを強力に推進すること。
- 地震・津波被災地域の中核産業である水産業については、風評影響への対応を含め、販路の回復・開拓、新商品開発等の取組みを強化すること。ALPS処理水の処分については、「I. 原子力事故災害被災地域」で述べたとおり、漁業者・国民の理解を得るための取組み、安全性の担保、風評影響を生じさせないための最大限の説明や情報発信、経営継続のためのセーフティネットの構築、被災地における事業継続のための支援策について、しっかりと対応すること。
- 地震・津波被災地域は、人口減少や産業の空洞化など全国の地域に共通する中長期的な課題を抱える「課題先進地」である。今般沿岸部に軸足を移した復興局も活用しつつ、地方創生施策とも連携して、移住者および交流・関係人口の拡大や産業・なりわいの振興を図り、魅力あふれる地域の創造を目指すこと。

III. 共通課題

新型コロナウイルス感染症拡大による被災地への影響に対して万全の対応を取るとともに、テレワークの拡大、デジタル化、地方への関心の高まりなどの国民の意識・行動の変化を契機としてとらえ、復興施策に取り込むことにより、多くの人々の関わりやつながりが保たれ、深まるなかで、復興を着実に進めていく必要がある。

- 新型コロナウイルス感染症拡大を受けた外出や経済活動の自粛等の継続により、見守りや相談支援、交流を通じたコミュニティ形成、造成宅地等の利活用、観光誘客など、被災地においても復興に大きな影響が生じている。感染拡大防止対策を徹底したうえで、テレワーク等の「新しい生活様式」に対応した施策や、グリーン社会の実現やデジタル化の加速など政府全体の取組みも含めて各種施策を総動員し、復興への取組みを着実に進めること。特に、原子力災害による避難者の方々が避難先市区町村において新型コロナウイルスワクチンの接種を円滑に受けられるよう、引き続き、福島県との連携を密にして、適切に対応すること。また、感染拡大状況を注視しつつ、政府全体の施策を活用し、被災地の観光振興に取り組むこと。
- 避難生活の長期化や生活環境の変化等に伴い、また、今般のコロナ禍も相まって、被災者の方々が抱える課題は一層個別化・複雑化している。このため、個々の被災者の生活状況や、生活再建のステージに応じて、心のケア（子どもを含む）、孤立防止のための見守り、住民同士の絆を深めるコミュニティ形成、生きがいづくり、生活・健康相談支援、住まいや医療の確保など、現場のニーズに即した、切れ目のないきめ細かな支援を行うこと。

- 開催が目前に迫った東京オリンピック・パラリンピック競技大会については、感染拡大防止対策を徹底したうえで、世界各国から寄せられた支援に対する感謝の意と、目覚ましい復興の姿を世界中の人々に対して発信するとともに、国内外の方々に被災地への関心やつながりを深めていただく「復興五輪」として、さらなる復興の後押しにつなげること。
- 各地域における復興の状況に応じて各種特例措置が終了しつつあるが、今後も復興状況を踏まえつつ、特例措置のあり方等について引き続き検討すること。見直す際には関係者への事前周知を十分に行うこと。
- 復興に係る政府の組織や取組みの変遷、復興の進捗状況等について資料を収集・整理し、外部専門家等の意見も聞きながら、これまでの10年間の復興政策の評価や課題について復興庁が関係省庁と連携してとりまとめ、今後起これ得る大規模災害からの復興に生かしていくこと。また、各地の震災遺構や伝承館、祈念公園や国営追悼・祈念施設とも連携し、震災の記録と教訓を後世に伝承していくこと。

むすび

東日本大震災の発生から 10 年の歳月が経った。多くの方々のご尽力により、インフラの整備がおおむね完了するなど、復興は着実に進展してきた。その一方、今なお多くの方々が避難生活を強いられているなど、第 2 期復興・創生期間においても多くの課題がある。

また、コロナ禍を契機に、世界中が日常生活や産業構造のあり方の見直しなど、歴史的大変革を迫られており、第 2 期復興・創生期間においては新たな視点を取り込んで復興に活かしていくことが重要となる。

このような中でも、これまでと変わらず、被災者一人ひとりが希望を持って人生を歩んでいける「心の復興」を成し遂げることが重要であり、そのためにも、被災者の方々の声に真摯に耳を傾け、震災の経験と教訓を「風化」させることなく将来へと継承し、必要な取組みを着実に実施していく。

福島の復興はこれからが本番である。復興のために避けて通れない ALPS 処理水処分への万全の対策、被災者の方々が新たな一歩を踏み出せる端緒となる復興拠点区域外についての新たな方向性の具体化、技術立国日本の復活に向けた国際教育研究拠点の新設をはじめ、課題は山積している。

自由民主党と公明党としては、福島はじめ東北地方の被災地の方々と真剣に意見交換をし、共通の認識を持ったうえで国、県、市町村が一体となって英知を結集し、「新しい東北」の発展モデルを作り、単に震災前の状態に戻すのではなく、「創造的復興」を成し遂げ、日本の将来の地平を切り拓いていくことを目指したいと考える。

第 2 期復興・創生期間およびその先を見据え、新たに生じた課題やこれまで道筋が示されていなかった課題を一つずつ着実に解決して、政府の体制のあり方の検討を含め、被災地の創造的復興の一層の加速化に政府・与党一体となって休むことなく取り組んでいくことを決意し、提言のむすびとしたい。